

米国年金会議：米国の企業年金と 401(k) 制度の最新状況
(2020 年 1 月 23・24 日 米国カリフォルニア州ロサンゼルスにて)
ASPPA(全米年金専門家・アクチュアリー協会)主催

会議日程案内：<https://www.asppa.org/events/la-pension-and-401k>

プレゼン資料：<https://www.asppa.org/events/la-pension-and-401k/materials>

会議出席所感：<https://kubonenkin.blogspot.com/2020/01/20200124.html>

<2020 年 1 月 23 日(1日目)>

8:40-10:20 a.m.

全体会議 1：行政の動向

引退制度に大きな影響を及ぼす行政上の変化が続いている。最近の法規制の変化に注目し、今後の法規制の動向につながるものを考察しよう。SECURE 法の最新状況および金銭取引の税制改正や学生ローン補助制度にかかる事項を把握しよう。エリサ法通知の電磁的開示にかかる労働省からの新たな提案規則も議論する。

論者：全米引退協会の政府関連事項統括役員 Will Hansen

10:35-11:50 a.m. 同時進行のワークショップ

ワークショップ1(DC)：エリサ法第3条(16)項のアウトソーシング

エリサ法第3条(16)項の受託者としての制度管理業務は、今や、適格引退制度の風景の一部である。貴社や競合会社は、こうした業務を提供しているか。市場が提供している業務の種類や範囲について、業務提供者にとっての得失と、顧客に対する価値ある提案を踏まえて、論じる。

論者：引退制度コンサルタント DWC の共同経営者で 401(k) 制度の専門家の Adam C. Pozek

ワークショップ2(DC)：DC 文書の問題

DC 文書の分野での果てしなく続いている変更の動向に着目しよう。DC 文書に見られる問題含みの条項のいくつかに焦点を当て、よく見られる誤りと修正方法の考察を行う。

論者：全米引退協会の引退教育評議員 Robert M. Richter

ワークショップ3(DB)：制度における保険と年金の得失と便益

適格制度に保険商品を含めることに合理性がある場合がある。そのような商品を含める理由や、それらの得失ならびに引退制度の枠組みの範囲内での適切な処理に必要な管理手順を吟味する。

- 給付、権利および特質に関する法令順守の確実化
- 商品価値の正確な報告
- 保険商品の購入および制度からの除外についての選択肢の効果的な説明

論者：Liden, Nestle, Soled & Associates 社のコンサルタント Holly L. Scott
Brucker & Morra の弁護士 Meredith J. Sesser

ワークショップ4(DB)：制度設計—どこまで行くべきか？

規制が推進することができる手法の範囲を決定する問題のいくつかを吟味する。

- 合理的な事業分類を形成するもの対個人々人を識別する効果
- 1年改定(期間経過後に失効)の概念も含めて、問題を起こさずに制度を改定できる頻度
- 異なる種類の報酬の定義の織込可能な範囲(特に、オーナーが1人の制度提供者の場合)
- キャッシュバランス制度における利息クレジットの率と変換係数の限度

論者：Larry Deutsch Enterprises 社の社長 Lawrence Deutsch
Cheiron 社の研究主任アクチュアリー James E. Holland Jr.

12:20-1:10 p.m.

市場と経済についてのランチ講演

有力ポートフォリオマネージャー達の考察からの 2020 年の市場動向

論者：American Funds の Capital Group の副社長兼引退制度評議員 Gary Bryce

1:20-2:35 p.m. 同時進行のワークショップ

ワークショップ5(DC):顧客および関係者と手を切る時期

貴社の顧客の20%が貴社の利益の80%を生み出すと言われている。貴社は、最重要顧客とその関係者に焦点を当てているか。定期的に顧客リストを点検し、多量な追加業務を要するものや貴社の業務の根幹に関わらないものを刈り取っているか。貴社は、関係者に、貴社に最適な結果をもたらすような種類の顧客を知らしめるように仕向けているか。さもなければ、このワークショップから、顧客を保持したり見切りをつけたりする時期を学ぶとよい。

論者:Simoneaux & Stroud コンサルティングサービス社の創設共同経営者 Sarah Simoneaux

ワークショップ6(DC):労働省の監査

アクチュアリー、TPA(第三者管理機関)およびその他の業務提供者は、労働省監査の差異に、期待されることと対応の仕方を理解する必要がある。労働省との問題を避けるための手順や概要を踏まえた実践的行動をとろう。

- 監査手順の理解
- 制度が監査対象に選ばれた理由の解明
- 懸案が考えられる分野の特定
- ありがちなミスの認識
- 調査の回避(またはリスクの最小化)の方法の修得

論者:Brucker & Morra の弁護士 Meredith J. Sesser

ワークショップ7(DB):DB 関連の改定

改定は来年早くに行われる予定である。DB 改定の新条項を吟味し、事前承認制度を用いた場合の利益と限界を説明しよう。参加者は、次を理解することができる。

- 改定過程での落とし穴の認識と回避
- 事前承認制度を用いることの信頼性と限界

論者:全米引退協会の引退教育評議員 Robert M. Richter

ワークショップ8(DB):年金制度を閉鎖したい。どうすればいい?

制度提供者は、彼らの年金制度を直ちに中止することを、様々な複雑性および DB や CB を終了する際に生じ得る問題を知らずに、要求することが多い。給付建て制度を終了する際に内在する問題や考慮すべき様々な点について、資産と給付の差異の処理方法を含めて論じる。

- DB 制度を中止するために行うことが必要になることの計画表の作成
- 終了規則に準拠するために必要な通知や書類の確認
- 制度が積立超過ないし積立不足である場合に利用可能な選択肢の決定

論者:Mary Ann Rocco 社のオーナー兼コンサルティング・アクチュアリーMary Ann Rocco

2:50-4:05 p.m. 同時進行のワークショップ

ワークショップ9(DC):受託者責任の進展

労働省の受託者責任要件、証券取引委員会の規制、州レベルでの推進方針の動向ならびに制度や制度提供者および加入者にとっての意味について、その他の受託者責任の事項も加えた、時事的な議論に参加されたい。

論者:Trucker Huss 社の法律顧問 Craig P. Hoffman

ワークショップ10(DC):TPA(第三者管理機関)とアドバイザーの相乗効果の発揮

成功する引退業務提供者は、業界内の他者と、相互確認や相乗効果および照会についての関係を発展させている。知識を持てば、貴方の発言は、その対等関係の一部になり得る。貴方は、成功する関係を発展させ、あるいは、まるで効果のない関係を断ち切る方法についての重要な洞察を得ることができる。TPA、記録管理者および投資アドバイザーの分野で経験豊富なコンサルタント達からの関係管理技術を学ぼう。信頼性を向上させる秘訣と道具を持ち帰りなさい。

論者:Ameriprise Financial 社の財務アドバイザーAaron P. Karr
自営のコンサルタント Scott Ann MacDonald Setzer

ワークショップ11(DB):エリサ法第436条—規制の枠組みを超えて

現行規則は、発生している多くの重要な問題に対処していない。例えば、評価時点(年初から年末まで、あるいはその逆)での変更における想定 AFTAP(調整積立目標達成割合)の決定方法であ

り、評価時点の変更が企業の併合や分離に及ぼす影響がどうであるか、あるいは、複数事業主の制度変更で、変更の制限の影響が1社に限られている場合の処理方法などである。こうした疑問および(時間が許せば)他の事項を、既存の規則の現状を超えて、このセッションで取り扱う。エリサ法第 436 条の知識が前提である。

論者:Cheiron 社の研究主任アクチュアリーJames E. Holland Jr.

ワークショップ12(DB):基礎率—自分なりの仮定に到る方法はあるのか。

小規模制度や他の制度のアクチュアリーは、(基礎率や他の仮定や手法の推奨に基づく)自身の選択で、どのように合理的な業務を提供しているのか。PPA(年金保護法)後の状況の中での基礎率や他の仮定や手法の選択についての実務的な技法を、時期や詳細を含めて、吟味する。また、改定された ASOP4(数理実務基準第4号)とその影響にも、制定過程の議論をもとに焦点を当てる。セッションを活発にするために、(要点や論点も含めて)貴方の疑問や考えを持ち寄って欲しい。

論者:Larry Deutsch 社の社長 Lawrence Deutsch

Piper Pension & Profit Sharing のオーナー兼主任アクチュアリーKurt F. Piper

4:15–5:30 p.m. 同時進行のワークショップ

ワークショップ13(DC):貴社の業務をさらに効率的にするための技術の利用

非常に多くの新技術が利用可能になっているが、貴社は、より効率的にするための技術を、どのように認識し実施しているか。貴社の最善の利益のための技術を利用することを習得しよう。

論者:Simoneaux & Stroud コンサルティングサービス社の創設共同経営者 Sarah Simoneaux

ワークショップ14(DC):引退制度の設計における一般的な賃金の使用

一般的な賃金の規制には、事業や引退制度の設計に役立つように様々な方法で利用できる付加的給付の要素が含まれる。一般的な賃金の規制の詳細を、さらに、一般的な賃金を支払うことを求められる企業が、付加的給付を、401K 制度の審査に有利なように、また、事業主掛金と相殺するように使用することができる方法を学ぼう。

論者:Benefit Resources 社の創設者 Elizabeth K. Harrington.

Employee Benefits Law Group 社の弁護士 Marcel P. Weiland

ワークショップ15(DB):給付の凍結とその余波

ソフト、ハードおよび部分的な給付の凍結、エリサ法第 204 条(h)項の通知要件を論じ、また、制度の運営と法令順守審査のあらゆる面における給付の凍結の影響を展望する。次のことを学ぼう。

- エリサ法第 204 条(h)項の通知が行われなかったり、不十分であったりする場合に起きること
- 数理的な増加が、給付の凍結によって受ける影響
- 受給権付与要件が引き金になる場合
- 単独や組み合わせの制度設計において幹部優遇の最低限度を満たす方法
- 意味のある給付要件とエリサ法第 401 条(a)(26)の事前給付構造審査の統合
- エリサ法第 415 条の最大給付と第 430 条の積立要件についての影響
- エリサ法第 436 条(e)項の給付の凍結が有効になった場合の制度の運営
- 凍結年と以降の制度年度における数理コンサルティングへの影響

論者:Block Consulting Actuaries 社のアクチュアリーRichard A. Block.

ワークショップ15(DB): DB と DC の「組み合わせ制度」の差別禁止審査の核心の数々

組み合わせの制度設計の創造的な利用が、標準となってきた。強力な手段ではあるが、組み合わせ設計は、それ自体、多くの問題につながる猛獣となり得る。審査の数々を整然と切り抜けよう。

- DB と DC の組み合わせ制度(CB を含む)に関する交差する審査を行うために必要な配分および数理的な率の計算
- 交差する審査と考えられる解決策における、ありがちな問題の認識
- CB の利息クレジットの率が、エリサ法第 401 条(a)(26)項を含め、DB と DC の組み合わせ制度の審査に影響を及ぼす方法を学ぶこと

論者:Mary Ann Rocco 社のオーナー兼コンサルティング・アクチュアリーMary Ann Rocco

5:30–6:30 p.m. 交流レセプション

<2020年1月24日(1日目)>

8:10-9:25 a.m.

全体会議2:内国歳入庁、労働省および PBGC(年金給付保証公社)の監査と調査の動向
政府の代表者と実務家から、日々の業務において見聞する問題について、直接に聞く。この中には、内国歳入庁、PBGC および労働省の監査や調査で発生する問題が含まれる。参加者は、懸案を持っている全般的な分野について、政府の代表者に直接に聞くことができる。出席者は、2020年度の内国歳入庁の TE/GE 法令順守制度、PBGC が標準的な終了監査で見ている現状の問題点、および労働省が引退制度の調査で現在焦点を当てている事項について学ぶことができるだろう。また、最近出された規制の実施時期についての見通しも得られる。

論者: Drinker, Biddle & Reath 社の共同経営者 Heather Abrigo
内国歳入庁自力法令順守グループ副長 Avaneesh K. Bhagat
労働省調査主任 James H. Goldstein
ACOPA の役員兼法規関連部長 Martin L. Pippins

9:35-10:50 a.m. 同時進行のワークショップ

ワークショップ17(DC): 制度提供者と受託者にとっての訴訟リスク

現状の引退制度の訴訟に関する概要報告に、制度提供者や受託者が考慮すべきリスクや問題ともども、こうした問題の訴訟を日々扱っている経験豊かな弁護士の見通しから、耳を傾けよう。

論者: Trucker Huss 社の弁護士 Joseph C. Faucher

ワークショップ18(DC): 事業のオーナーおよび顧客にとっての人事関連の最新トピック

雇用問題について大企業を訴えることに習熟している一人の原告弁護士が、立場を変え、今は事業主の顧問として、事業主が犯す訴訟になりかねない上位10個の愚かな誤りを避ける方法を解説する。全力で、彼女は、貴方に、健全な職場を醸成する方法を伝授する。

- 規律の問題の効果的な対処
- 訴訟の回避
- 従業員との効果的なコミュニケーション

論者: WorkWise Law 社 Renee Noy, Esq.

ワークショップ19(DB): MASD と内国歳入法第 415 条での異なる CB クレジット率の影響

選択可能な年金受給開始日(MASD)がある場合に、給付建て制度の内国歳入法第 415 条に対処する方法についての基準は、ほとんどない。このセッションでは、MASD と第 415 条に関する法令順守の例を深掘りする。いくつかの方法や事例ならびに一つの方法を別のものよりも選択する場合について、例示する。

論者: Block Consulting Actuaries 社のアクチュアリー—Richard A. Block
内国歳入庁アクチュアリー—Michael W. Spaid

ワークショップ20(DB): DB 制度の開示

無数の開示が、給付建て制度には要求されている。制度管理者にとって必要とされる一般的な開示と、追加の開示を必要とする意味合いのいくつかに焦点を当てる。

- 年次管理開示の SAR と AFN のレビュー
- 支払に誤りがあった場合の追加開示要件の理解
- 支給についての加入者への開示についての精通

論者: Pinnacle Plan Design 社の共同経営者 Lynn M. Young

11:10 a.m.-12:25 p.m. 同時進行のワークショップ

ワークショップ21(DC): 401(k)制度の最新トピック

401(k)制度は、依然として、制度提供者にも加入者にも、人気がある。昨年の連邦予算法案は、困窮時支給についての規則の変更の引き金になった。提案された内国歳入庁の規制は、制度提供者が制度を法令順守のものとするために考慮しなければならない基準や経過的選択肢を提供している。学生ローンの支払に対する補助掛金の提供は、大いに注意を要するもう一つの 401(k)制度の

設計概念である。それは、どのように機能し、落とし穴は何なのか。「裏口」のロス掛金が、大衆紙で喧伝されているが、常に意味があるとは限らない。

- 「裏口」のロス掛金が機能する方法の理解
- 最終的な困窮時規制の変更の修得
- 学生ローン補助制度が合理的であるかどうかを検証する方法の修得

論者: Craig P. Hoffman, Esq., APM, Counsel, Trucker Huss, APC

ワークショップ22(DC): MEP(多数事業主制度)とPEP(合同事業主制度)にとっての新局面
労働省の多数事業主制度についての最終的な規則が発効し、いくつかの団体が、すでに、制度の設立に使用し始めている。内国歳入庁は、多数事業主制度のいくつかの問題を是正する能力を改善する提案規制を発表した。議会も、行動しようとしている。新たな出来事と、貴方にとってのその意味の迅速な説明に備えていただきたい。

論者: 弁護士 S. Derrin Watson

ワークショップ23(DB): 組み合わせ制度の審査についての秘訣と手法

CBと組み合わせ制度についての制度設計と法令順守審査技法の最新状況を把握しているか。問題を解決するための設計変数や精査回避のために用いるべきでないことについて聞きなさい。組み合わせ審査における懸案の分野について取り上げる。

- 幹部優遇
- 除外
- 入り口の解決策
- 複数制度の選択肢

論者: Pinnacle Plan Design 社長 Kevin J. Donovan

ワークショップ24(DB) アクチュアリーにとっての倫理

倫理は、事業においてのみならず、日々の生活においても、我々が行動すべき方法に導く雲のような枠組みである。それは、関係者の最善の利益にかなうように、困難な状況の中で正しいことをするように導くものである。第230号回覧状が我々の責任を述べ、儀礼や尊重を示す上で元気を回復させる方法を吟味しよう。

論者: Pension Benefits Unlimited の登録アクチュアリー Angela Barclay.

1:25-2:40 p.m. 同時進行のワークショップ

ワークショップ25(DC): 引退制度の加入資格

どんな従業員を引退制度に入れなければならないか、どんなグループを排除できるのか。どんな規則が、401(k)のエリサ法での安全範囲制度に適用されるのか。適用範囲と差別禁止審査で従業員を排除することの影響は何か。非居住の従業員である外国人には、どんな規則が適用されるのか。こうした疑問などへの答えを学ぶために、参加しよう。

論者: Employee Benefits Law Group の弁護士 James C. Paul

ワークショップ26(DC): 引退制度における代替投資—利点、欠点および醜悪さ

代替投資が、制度提供者(特に給付建ての制度提供者)で、ますます普及している。不動産、ヘッジファンドや美術品への制度資産への常に人気のある投資から、掛金建て制度での集合信託の復活に到るまで、こうしたトピックと、発生する問題について論じる。適格制度における代替投資で浮上する問題を、評価の問題、禁止取引の問題および受託者責任の問題も含めて論じる。さらに、内国歳入庁と労働省が有する問題が何か、また、制度提供者が求めるべき問題は何か、も論じる。

論者: Drinker, Biddle & Reath の共同経営者 Heather Abrigo

自営コンサルタント Scott Ann MacDonald Setzer

ワークショップ27(DB): RMD(最低支給要件)とエリサ法第401条(a)(9)項の表の変更

11月8日に、内国歳入庁と財務省は、エリサ法第401条(a)(9)項の下での提案規制を発表したが、それは、DCとDBおよびIRA(個人引退勘定)についての最低支給要件に影響するものである。これは、2018年8月の局長命令を反映したものである。公聴会が、1月23日に予定されている。最低支給要件の目的についての平均寿命と支給期間の表に対する更新、ならびに規制の提案された実施日に関する潜在的な問題について学ぼう。

論者: ACOPA の役員兼法規関連部長 Martin L. Pippins hypoing

内国歳入庁アクチュアリー Michael W. Spaid

ワークショップ28(DB):FASB(会計基準)の計算

年金会計における現行実務を、AFC715号(旧FAS87号)要件に対する制度提供者(財務担当役員、部長、取締役会)や監査人およびアクチュアリーの見点からの議論も含めて、吟味する。これには、重要な計算、前提および開示の認識も含まれる。制度提供者の規模に対する年金制度の規模にかかる異なる懸念はどうか。年金制度の積立状態や制度提供者の健全性が、こうした計算にどのように影響するのか。制度提供者の洗練度がもたらす実務的な影響の違いを考慮しよう。

- アクチュアリー、制度提供者および監査人の異なる役割と、彼らの関心の理解
- 制度提供者への仮定の選択にかかる基準の提供
- 様々な状況下でのコンサルティングの問題に敏感であること

論者:Pacific Benefit Services **社長** Richard Kutikoff,

3-4:40 p.m.

全体会議3: 専門家への質問

論者:Pinnacle Plan Design の社長 Kevin J. Donovan

Employee Benefits Law Group の**弁護士** James C. Paul

Piper Pension & Profit Sharing の**オーナー兼主任アクチュアリー**Kurt F. Piper

弁護士 S. Derrin Watson

4:40 p.m. 会議の閉会